

海外資産管理業務に関する顧客情報の共有について

JP モルガン証券株式会社
JP モルガン・チェース銀行

JP モルガン証券株式会社及び JP モルガン・チェース銀行(以下「当社ら」といいます。)のセキュリティーズ・サービス本部(なお、同本部は 2019 年 5 月 1 日にインベスター・サービス本部から名称を変更いたしました。)におきましては、JP モルガン証券株式会社の役職員として JP モルガン・チェース銀行の海外本支店、およびその他の JP モルガン・グループ海外関連会社が提供する海外資産管理業務の媒介等及び顧客サポートをご提供いたしております。このため、セキュリティーズ・サービス本部およびその業務をサポートする管理部門(今後、組織変更等がある場合には、組織変更後の部門を含め、以下これらを「海外資産管理業務関連部門」と総称します。)がその業務遂行の過程で取得するお客様の非公開情報(以下「海外資産管理業務関連非公開情報」といいます。)につきましては、下記の通り当社らの中で共有させて頂く場合がございます。ただし、当該海外資産管理業務関連非公開情報については、JP モルガン証券株式会社内ではインベスター・クライアント・マネジメント本部及び海外資産管理業務関連部門内において JP モルガン証券株式会社の他の営業部門から遮断して管理し、お客様の同意(過去に取得し又は将来取得するものを含み、お客様からの情報共有同意書及び秘密保持契約における同意を含みますが、これらに限りません。)がない限り、JP モルガン証券株式会社の他の営業部門との情報共有は行わないものとします。

当社らにおいては、業務上で必要な社員のみが海外資産管理業務関連非公開情報を知ることができ、当該情報の機密性が損なわれることのないよう最大限の注意を払うと同時に、アクセス制限を設けることその他の方法により、当該情報が不正にアクセスされたり、用いられたりしないよう当該情報の管理に関して必要な措置を講じるものと致します。したがって、必ずしも前段落に記載された範囲で全ての情報共有がなされるものでもございません。また、個別に守秘義務契約を締結頂いているお客様の情報に関しましては、当該守秘義務契約を遵守すべく今後も管理して参ります。また、別途お客様より情報共有同意を既に頂いている範囲につきましては本書の対象外となります。

当社らは、上記のとおり統合的な業務運営によってよりよいサービスを提供できると考えているお客様に対し、海外資産管理業務関連部門において、海外資産管理業務に係る業務に関する情報共有を開始する前に情報共有の停止を求める機会につき個別にご案内申し上げます。個別にご案内させていただいたお客様(以下、「対象顧客」といいます。)につきましては、本書の記載が適用されます。なお、お客様が海外資産管理業務に関する情報共有の対象顧客に該当するかにつきましては、担当営業員にご連絡いただくか、あるいは下記 5 に記載の相談窓口にご連絡頂くことによっても確認することができますので、ご不明の場合にはご連絡下さいませよう宜しくお願い申し上げます。

当社らによる情報共有の取扱いに関する詳細は次の通りです。

1. 共有する情報の範囲

海外資産管理業務関連非公開情報:

当社らが現在までに知りえた対象顧客に関する非公開情報(過去の取引の内容、取引の予定、取引時期等の「非公開情報」(金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第12号)を指します。以下「非公開情報」といいます。)及び将来において知りうる対象顧客に関する非公開情報のうち、海外資産管理業務関連部門が行う海外資産管理業務に関するもの。

2. 海外資産管理業務関連非公開情報の授受の方法

海外資産管理業務関連非公開情報の授受は、口頭、書面、Eメール、データベースへのアクセス付与又は共有その他の方法によります。

3. 海外資産管理業務関連非公開情報の管理の方法

当社らは、対象顧客から取得した海外資産管理業務関連非公開情報については、アクセス制限を設けることその他の方法により、当該非公開情報が不正にアクセスされたり、用いられたりしないよう海外資産管理業務関連非公開情報の管理に関して必要な措置を講じるものと致します。

4. 提供先における海外資産管理業務関連非公開情報の利用目的

当社らは、下記の目的で対象顧客に関する非公開情報を利用することがございます。

(1) 海外資産管理業務の媒介等及び顧客サポートを行うため

対象顧客の海外資産管理業務関連非公開情報を関連部門間で共有することにより、海外資産管理業務関連部門におけるきめ細かなサポート体制を構築・維持致します。

(2) 金融商品・サービス等に関する開発、ご提案やご案内のため

J.P.モルガングループとしての総合力を活かして、お客様のニーズにあった金融商品・サービスを開発し、ご提案させていただきます。

(3) 金融商品・サービス等のご提供に際しての判断のため

お客様に関するお取引の情報をもとに、J.P.モルガングループが提供する最適な金融商品・サービスをご提案させていただきます。

(4) J.P.モルガングループとしての統合的な業務運営・経営管理等の適切な遂行のため

お客様により良いサービスを継続的にご提供できるよう、グループとしての健全な業務運営及び経営管理体制を構築・維持致します。

5. 対象顧客が当社らの海外資産管理業務関連非公開情報の共有を希望しない場合における当該

非公開情報の管理方法

対象顧客であるお客様が、当社らのいずれかに対して、お客様に関する海外資産管理業務関連非公開情報の共有を希望しないことを求めた場合、当社らは、かかるお申し出を頂く前に当社等が取得し共有を行った非公開情報については引続き当社らそれぞれにおいて適切な管理を行うものの、新たに、お客様に関する海外資産管理業務関連非公開情報の共有は致しません。

当社らによるお客様に関する情報の共有につき、ご質問あるいは、お申し出等がおありの場合には、該当法人の担当営業員にご連絡下さいますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、本件に関する一般の相談窓口は以下のとおりです。

JP モルガン証券株式会社・JP モルガン・チェース銀行東京支店共通の連絡先

E メールアドレス:Opt-Out_Query@jpmorgan.com